

## 「IP 接続卸サービス」 個別規約

本規約は、株式会社 NTT ドコモ(以下「当社」という)が定める、「ぷらら法人標準規約」(以下「標準規約」という)における個別規約(以下「本個別規約」という)として発効します。

### 第 1 条(適用)

本個別規約は、当社が会員に提供する「IP 接続卸サービス」(以下「接続サービス」という)の提供条件を定めるものです。

2 会員は本サービスの一部又は全部を電気通信事業法第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務(以下「再販サービス」として提供することができます。会員は、会員から再販サービスの提供を受ける者(以下「会員契約者」といいます。))に対し、本個別規約に基づく会員の義務と同等の義務を負わせるものとします。

3 当社は次の各号に該当する場合は、会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本利用規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

(1)本利用規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

(2)本利用規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

### 第 2 条(接続サービス)

接続サービスとは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社(以下「NTT 東日本/西日本」という)あるいはその他の第一種通信事業者が提供する電気通信サービスに対応し、主としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行います。対応する電気通信サービスは、当社が運営する Web ページその他の媒体で通知するものとし、その対応時期についても同様とします。また、各電気通信サービスは、会員の責任と費用によって準備されるものとします。

2 1項で定める接続サービスは、標準規約第 2 条(会員)により入会契約が成立した会員が当社が指定する利用条件を満たし、かつ当社が別途指定する手続に従って申し込み、当社がこれに承諾を行い手続きを完了した時から利用できるものとします。

3 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するため、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体の提供する児童ポルノアドレスリストにて特定されたサイトまたはコンテンツに対して、閲覧を制限することができます。

4 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができます。

5 前項の接続サービスを利用することを条件に、以下のオプションサービスを提供します。

オプションサービス	条件
メールサービス	会員取得の独自ドメインとします。
独自ドメイン登録サービス	「独自ドメイン登録サービス個別規約」に定める通りとします。
IPv6 接続(IPoE 方式)	会員契約者が利用する回線での IPoE 通信を希望する場合に提供します。

### 第 3 条(条件)

接続サービス利用の上で、会員及び会員契約者は標準規約第 9 条(サービスの提供)に定めるアクセスポイントを利用することができるものとします。

2 当社は善良なる管理者の注意義務をもって接続サービスを提供いたしますが、データのサーバへの転送速度またはインターネット・Web ページのコンピュータ端末での表示速度等、当社の提供するサービスが会員の希望する水準を満たしていない場合においても、当社は会員に対して責任を負わないものとし、利用料金の返金等の責を負わないものとします。

3 当社は、第 2 条(会員)に定める接続サービスにお申込みいただいた会員を、標準規約および本個別規約にご同意いただいたものとみなします。

### 第 4 条(料金)

接続サービスの利用料金額は標準規約第 12 条(利用料金等)及び第 14 条(料金の計算)に従い、料金表に定めるとおりとします。

2 支払い方法は、標準規約第 13 条(請求及び支払い)に定めるとおりとします。

3 第 2 条第 5 項で定めるオプションサービスのうち、「メールサービス」において提供している「Web メール」、「迷惑メール振り分け」、「メール転送」及び「メール自動応答」の機能(「IP 接続卸サービス契約者向けポータルサイト利用マニュアル」内の「2. IP 接続卸サービスの仕様」「2-2. サービス仕様」「2-2-4. メール」の項番 9 で定める「メールのオプション機能」をいいます。)については 2026 年 3 月 23 日を以て提供を終了します。この場合において、2026 年 3 月利用分に係る月額料金については 1 ヶ月分の金額を支払うものとし、日割り請求、日割り返金は行いません。

4 第2条第5項で定めるオプションサービスのうち、「メールサービス」については、2026年8月31日を以て提供を終了します。この場合において、2026年4月から8月までの利用分に係る月額料金については請求を行いません。

5 前項の場合において、標準規約第14条第1項第3号に該当する会員については、標準規約第12条第4項の定めにかかわらず、2026年4月から8月までの利用分に関し、既に支払われた料金を月割りで、当社所定の方法により、払い戻しを行うものとします。

#### 第5条(再販サービス提供条件)

会員は、再販サービス提供にあたり電気通信事業法に基き電気通信事業の届出もしくは登録を行うものとします。

2 会員は、再販サービスに係る提供条件等について、自らの費用と責任において、会員契約者に説明するものとします。

3 会員は、会員契約者の不適切な行為を認知したときは、それを阻止するために必要な措置を速やかに実施するものとします。

4 会員は、会員契約者が前項に基づく義務に違反して行った行為により当社又は第三者に損害を与えたときは、責任を負うものとし、当社を免責するものとします。

5 会員は、会員契約者から問合せ若しくは苦情等があった場合又は会員契約者に対して変更の通知等を行う場合は、その原因の如何にかかわらず、自らの費用と責任において適切に対応するものとします。

6 当社は、会員契約者から再販サービスに関する問合せ又は苦情を受けた場合は、会員の連絡先を利用者へ案内します。この場合において、当社は、その案内に起因して生じた損害について、責任を負わないものとします。

7 当社は、会員契約者からの問合せ又は苦情等に対応せざるを得なかった場合は、その対応に要した費用を会員に求償できるものとします。

8 本サービスを再販以外の目的で利用することを禁止します。

9 会員は、会員契約者に対し、本サービスと会員が提供する電気通信サービスとをセットで販売するものとします。ただし、会員が、これをできない理由につき当社に通知し、当社がやむを得ないと認めた場合はこの限りではありません。

10 会員は、IPv6接続(IPoE方式)を会員契約者に提供する場合は、会員契約者のユーザ情報を会員より当社へ提供することについて、下記の(1)から(3)に基づいて同意し、会員契約者に承諾を得るものとします。

(1) IPv6接続(IPoE方式)の提供に伴い個人情報を当社のセキュリティ要求仕様及びJIS Q15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」等の個人情報保護に係る法律、規格、ガイドラインに準拠して保護すること。

(2) 個人情報とは、会員が、会員契約者から「本人同意に基づく第三者提供」の同意を得て当社に開示される情報のうち下記の(a)から(e)を指すものとする。

(a) 回線番号(お客さまID)

(b) 契約者氏名または、契約者法人名

(c) 契約者電話番号

(d) 契約者メールアドレス

(e) 設置場所電話番号

(3) 個人情報の受渡しに関しては、「IP接続卸サービス 契約者向けポータルサイト」にて受け渡しをする。また電子メールなどデータでのやり取りをする場合はデータの暗号化を行い、当社指定のセキュリティが確保されたネットワーク間でのやりとりにて受け渡しを行う。

#### 第6条(その他)

会員は、標準規約に基づき退会あるいは会員資格を失った場合、接続サービスの利用は当然にできなくなるものとします。

2 会員は標準規約第10条(ID及びパスワード等の管理)に定めにおいて本サービス利用にあたり当社が付与する管理責任者IDで他サービスの申込をすることができないものとします。他サービス契約時には当社が新たな管理責任者IDを付与します。

3 接続サービスの利用について本個別規約に定めのない事項は、標準規約が適用されるものとします。

附則(2016年6月15日)

本規約は2016年6月15日より効力を有するものとします。

附則(2016年6月15日)

会員が2016年8月31日までの間にオプションサービスを利用開始の場合、2016年7月から2016年9月の間のオプションサービスの定額利用料金の支払いを要しないものとします。

附則(2016年12月6日)

本規約は2016年12月6日より効力を有するものとします。

附則(2019年10月1日)

本規約は2019年10月1日より効力を有するものとします。

附則(2019年10月15日)

本規約は2019年10月15日より効力を有するものとします。

附則(2020年3月31日)

本規約は 2020年3月31日より効力を有するものとします。

附則(2022年7月1日)

本規約は 2022年7月1日より効力を有するものとします。

附則(2022年12月1日)

本規約は 2022年12月1日より効力を有するものとします。

附則(2025年7月1日)

本規約は 2025年7月1日より効力を有するものとします。

附則(2025年11月17日)

本規約は 2025年11月17日より効力を有するものとします。

附則(2026年2月27日)

本規約は 2026年2月27日より効力を有するものとします。

#### 料金表

##### 1. 定額利用料金(月額)(全て税込料金で表記)

サービスの種類		支払単位	料金額
IP 接続卸サービス	基本料金 (20ID 迄)	1料金月	11,000 円
	(21ID 以降)1ID 毎に		550 円
オプション サービス	メールサービス	1料金月	165 円
	独自ドメイン登録サービス	「独自ドメイン登録サービス個別規約」に定める通り	
	IPv6 接続(IPoE 方式)	1回線毎に	1料金月